

農地法の許可申請受付〆切日は毎月 10 日です。

潮来農委だより

第 65 号

発行者 潮来市農業委員会
編集者 広報委員会
TEL 63-1111
内線 271・272



氏名	担当地区
大川 茂衛	(水原3区・釜谷)
齋藤 隆夫	(西・東・小泉)
高田 秀子	(須賀・曲松)
橋本 きくい	(日の出)
高橋 慶治	(大洲・辻・江寺・貝塚)
額賀 勝男	(徳島・福島・米島)
箕輪 良夫	(大生・大賀)
小澤 新	(水原2区)
吉川 吉之助	(永山・牛堀)
大崎 侯	(清水)
仲田 孝	(宿・古宿・赤須)
小沼 徂伸	(水原1区)
鶴田 学	(潮来)
大久保 高明	(十番・十四番)
森内 泰男	(堀之内)
大川 尚昱	(築地)
柳原 昭男	(新宮・古高)
森内 和夫	(茂木)
草野 登美雄	(下田・宮前)
久保庭 武彦	(洲崎・前川)
辻 慶壽	(上戸)

潮来市農業委員会

謹賀新年
今年もよろしく
お願いいたします

主な内容

- ◇会長あいさつ、市長あいさつ…………… P.2
- ◇建議書に関すること、総会日程、議案審査の状況…………… P.3
- ◇イモ掘り体験、認定農業者との意見交換会…………… P.4
- ◇農地パトロール、行方協議会全体研修会…………… P.5
- ◇認定農業者になりませんか、選挙人名簿申請書の提出をお願いします…………… P.6
- ◇行方地域改良普及センターからのお知らせ、全国農業新聞、無断転用…………… P.7
- ◇農業委員会活動報告、農業者年金、編集後記…………… P.8

新年のご挨拶

潮来市農業委員会 会長

辻 慶 壽



新年、あけましておめでとうございます。農家の皆様には、輝かしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は、潮来市の農業委員会事業に対し、農家の皆様はもとより関係機関の方々にご指導・ご協力を賜りましたこと、誠にありがとうございました。

本年も潮来市農家の皆様とともに、農業発展のために一層の努力を行って参る所存でありますので、よろしく願ひいたします。

さて昨年は、共通の経済秩序をもとに総合的な依存関係を深めていくことを目的とした T P P への交渉参加が議論され、未だその方向性が定まらないまま、我々農家は行く先に不安を感じざるを得ません。また、昨年六月に閣議決定された「市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任制度」は、これまで日本の農業を守り続けてきた農家をないがしろにし、大企業の農業参入を助長するものであります。

我々農業委員会は、息をのむほど美しい田園風景、五穀豊穡を祈る伝統、助けあう農村文化など、先人たちが創りあげてきた地域の農業を、これからも大切に守っていかなければならないと考えます。

さらに、優良農地の確保・遊休農地の解消に励み、地産地消できるような取り組みを議論し、潮来市の農業の発展に寄与して参りたいと存じます。

結びとなりましたが、皆様のご健勝とご多幸を祈念申し上げます、新年のご挨拶といたします。

新年のごあいさつ

潮来市長

杉 田 千 春



新年あけましておめでとうございます。

市民の皆様方におかれましては、光り輝く新春を迎えられたことと、心よりお慶び申し上げます。旧年中は、公私ともにお世話になり、誠にありがとうございました。また、潮来市政、特に農業政策に対しまして、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、我が国の農業は、T P P（環太平洋連携協定）交渉の先行き不透明な状況に加え、政府は一昨年末、コメの生産調整に対する補助金の 2018 年度廃止を決定するなど、取り巻く環境は一段と厳しさを増し、農業改革によって国内の生産者は大きな打撃を与えられております。更に、この地域の米の価格が大きく下落したことは、潮来市の農業の根幹を揺るがす事態になっております。

この厳しい情勢の中ではありますが、昨年も県内最速で八月五日に稲刈りが行われた極早生の『一番星』は、市内の小中学校の 2 学期最初の給食に登場し、子ども達にも確かな味に触れてもらい、実りの秋を感じていただきました。今後も『潮来あやめちゃん』と並んで潮来市民の皆様にあえられるお米として存在感を高めてまいります。

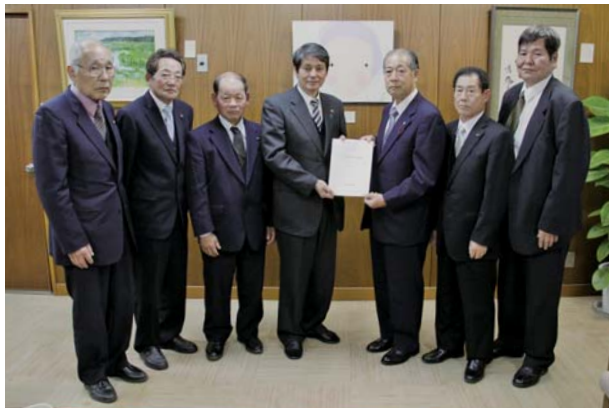
潮来市は農業を継続していける基盤整備の充実と、高品質で安全な農産物を提供できる元気な農家を育てる取組み、そしてお米に匹敵する潮来市を代表する農作物の商品開発等を推進していく所存であります。

結びに、皆様の更なるご支援・ご協力をお願い申し上げますとともに、新しい年が皆様にとりまして、健康で飛躍できる年となりますことを心からご祈念申し上げ、新春のごあいさつといたします。

農業振興に係る建議書を提出しました。

潮来市農業委員会は、平成26年11月25日、杣田千春市長と根本又男議長へ「平成27年度潮来市農業施策に関する建議書」を提出しました。

この建議書は、農業委員会等に関する法律第6条第3項に基づくもので、地域の農業者の意見、要望を取りまとめ、農業者の代表である農業委員より、市長・議長へ提出するものです。



要望事項は次のとおりです。

1. 米づくりに対する政策的な支援について
所得補償等の支援、地域オリジナル米並びに早生有望品種の販売促進に対しての支援を要望いたします。
2. 認定農業者等担い手に対する支援について
認定農業者等担い手が、安定した農業経営の継続が出来るよう、機械施設の整備に対する支援を要望いたします。
3. 農用地利用集積に対する支援について
農用地利用集積を推進するため、農地の基盤整備に対する支援を要望いたします。
4. 環境にやさしい農業の推進について
堆肥、有機質肥料の利用の推進並びに環境にやさしい農業の取り組みに対して支援を要望いたします。
5. 女性農業委員の登用促進について
女性の農業委員への登用等を促進し、女性農業者に対しての支援の強化を要望いたします。
6. 農業委員会の体制整備について
農業委員会への活動に対する支援と職員の増員等の体制整備につきまして要望いたします。

農業委員会総会日程

農地法の許可申請等は、毎月次の日程で行われています。

締 切 日 毎月10日
農地農政相談日 随 時
現地調査日 毎月18日
総 会 日 毎月25日

※土曜・日曜・祭日等と重なるときは、変更になります。

議案審査の状況を公表します。

期間：平成26年7月～平成26年12月

農業委員会定例会における議案審査の件数は下記のとおりです。

	7月	8月	9月	10月	11月	12月
農地法第3条 (農地のままでの権利の移転)	3件	3件		3件	3件	2件
農地法第4条 (自己転用)			1件			
農地法第5条 (権利の移転を伴う転用)	1件	1件	3件	2件	1件	1件
利用権の設定 (農業経営基盤強化促進法による)			5件	16件	8件	7件
農地の現況確認証明	1件		2件			1件
その他	13件	9件	14件	15件	13件	29件

「イモ掘り体験学習」を行いました

農地部会 額賀勝男

潮来市農業委員会は、一昨年に引き続き、昨年も「耕作放棄地解消圃場」を借り受け、サツマイモを作付しました。六月に植えたイモ苗は順調に生長し、十月十五日には、潮来小学校一年生を迎えて「イモ掘り体験学習」を開催しました。

時々、小雨の降る中で、作業だったため、衣服を汚す子供もいましたが、ツルを引っ張ると連なっているイモに、子供たちは大きな歓声を上げていました。子供たちを見てみると、形の良いイモを選んで袋に詰めている子や、大きさに関係なく、とにかく沢山収穫しようとしている子がいるなど、いろいろでした。沢山収穫している子に声をかけると、「いっぱい持つて帰ると、お父さん、お母さんが喜んでくれるんだ」という返事が。子供たちなりに、目的を持って掘っているんだなあと、感心しました。

イモ掘りの後は、用意しておいた「焼きイモ」「ふかしイモ」を食べてもらいましたが、体を動かした後のイモの味は、格別においしかったようでした。

今から二年前、この荒廃した農地を初めて見た時、本当に再生できるのか半信半疑でしたが、きれいに整地された畑を見ると、再び荒廃しないよう、願わずにはいられません。大きな夢を掲げる子供たちのためにも、未来へ優良な農地を引き継が



後日、潮来小学校一年生全員から、お礼の手紙をいただきました。一部紹介させていただきます。

のうぎょういいんのみなさんへ
いもほりたいけんをさせてくれて、ありがとうございます。たのしかったです。おうちに帰ったら、やきいもを食べます。やきいもが、おいしかったです。これは、いっしょうわすれません。ほんとうにかんしゃしています。(原文)

潮来小1年 なかざわまいは さん

なければいけないと、改めて感じた一日となりました。

「農業委員と認定農業者との意見交換会」に参加して

運営委員長 鵜田 学

平成二十六年十月二十七日(月)、割烹旅館 霞ヶ浦会議室において、農業委員と認定農業者との意見交換会が開催されました。

昨年は、台風のため中止となりましたが、二年ぶりに開催された意見交換会は、「農地中間管理事業」についての研修会と、意見交換会との二部構成で行われました。認定農業者、農業委員、鹿行農林事務所、なめがた農協等、農業関係者が一堂に会し、今年から施行された「農地中間管理事業」による農地集積について、活発な意見の交換が行われました。

茨城県では、農地中間管理機構に「茨城県農林振興公社」が指定され、業務の一部を市町村が委託されることになりました。今回、茨城県農林振興公社農地集積推進員の郡司 広氏を講師としてお招きし、この事業について説明を受けました。

農地中間管理機構では、農地を貸した農家(出し手)から中間的受け皿となつて農地を借り受け、意欲ある担い手(受け手)に農地を貸し付ける事により、地域の担い手に農地を集積・集約し、農地の有効利用や、農業経営の効率化を図ります。点在する農地を集約できれば、効率的に農作業ができると思いますが、機構で借り受ける農地が「農業振興地域内の農地」と限定されるため、条件の悪い農地は当てはまらなくなることが

危惧されます。

研修会後に行われた意見交換会では、内容が更に発展して、今年のように米価の下落が続く、今後ますます農家離れが進んだ場合、条件の良い農地は借り手がつかうと思うが、条件の悪い農地は借り手がつかず、耕作放棄地になってしまう可能性や、過去の集積事業がうまくいかなかった事など、農業をめぐる情勢や様々な課題に直面している現状について多くの意見が出て、有意義な研修会となりました。

潮来市の農業振興を考える上で、担い手として農業経営を行う認定農業者の意見は重要です。地域の担い手として意見をいただき、現場の声として国・県・市の農業施策に反映されるよう進めて参りたいと考えます。



平成26年度
及び認定農業者との意見交換会

「農地パトロール」を実施して

会長職務代理者 小沼 徂 伸

潮来市農業委員会では、昨年十月、潮来市内全域の農地パトロールを実施し、農地利用状況調査を行いました。これは、「毎年一回、その区域内にある農地の利用の状況についての調査を行わなければならない」（農地法第三十条）に基づいて行うもので、潮来市では十月から十二月を「農地パトロール月間」と位置づけ、毎年調査を行っています。

この調査で重要なことは、耕作放棄地を把握し、所有者、耕作者への指導を徹底し、農地の無断転用の防止に努める事です。

農地が遊休化すると雑草・雑木が繁茂し、病害虫等の発生原因となるほか、産業廃棄物等の不法投棄の場所となる恐れがあります。周辺農地や近隣住民に大変な迷惑を及ぼすため、所有者、耕作者には耕起・除草など、農地の適正な管理をお願いしたいと考えます。

潮来市内では、畑の耕作放棄地が多く見受けられますが、米価が下落し続けるような厳しい状況が続いた場合、水田でも耕作放棄地が出てしまうのではないかと、農業委員会でも心配している状況です。全国的にも、農業経営者の高齢化や後継者不足、不在地主の増加が問題となる中、荒廃農地は年々増加して行くのではないかと危惧されます。

一度荒廃してしまった農地の解消は、



簡単にできるものではありません。しかし、全国では、地元農家が協力して圃場整備をしたり、荒廃農地に花を植え、花畑として観光スポットにするなどして荒廃農地再生に取り組んでいる団体もあると聞きます。

荒廃農地の解消や違反転用の防止は、私たち農業委員だけで出来るものではありません。農家の皆さんと農業委員、行政が協力して、みんなで問題解決に取り組んでいかなければならないと考えます。

行方地域協議会全体研修会に参加して

農地部会 森 内 泰 男

農業委員会行方地域協議会全体研修会が、十一月二十五日、潮来市立中央公民館において開催されました。

講師には、全国農業会議所の農地・組織対策部次長の鈴木一寛氏をお迎えし、『農業・農政を巡る情勢と農業委員会の役割』について、講演をしていただきました。

最初に、成長戦略の主要課題としての農業改革「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改定について触れられました。「強い農林水産業」・「美しく活力ある農山漁村」に向けて、①国内外の需要拡大、②農林水産物の付加価値向上、③生産現場の強化、④多面的機能の維持・発揮の四つの柱を軸に推進し、その政策の展開方向として、農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減により、今後十年間で全農地面積の八割を担い手に利用集積し、法人経営体数を五万法人に増加させるなどの説明がありました。

次に、農業委員会制度・組織に関する規制改革等の経緯について触れられ、農業委員会制度を巡る情勢について説明がありました。農業委員会の選挙・選任方法の見直しに始まり、情報公開や農業生産法人の事業拡大への対応等についての

内容でした。農林水産業の活力を創造するため、農業委員会の役割について見直しを図る必要性を感じました。

農地を守り、農地の農業的有効利用を促進し、人と農地を結び付けることが、我々農業委員の役割です。「担い手への農地利用集積」、「農地パトロール」、「遊休農地の発生防止」に努めることはもちろん、目まぐるしく変化する農政の状況をさらに勉強し、農業委員の職務を全うしたいと思います。



あなたも認定農業者になりませんか

認定農業者制度

認定農業者制度とは、意欲ある農業経営者が、農業経営改善計画（5年後の経営目標と達成に向けた方策等）を作成し、市町村が定めた基本構想に照らして市町村長がその計画を認定するもので、農業経営改善計画の認定を受けた農業者を認定農業者といいます。認定を受けた農業経営者の計画達成に向けて関係機関が農地の集積、低利資金の融資、経営相談等の支援措置を講じていくという制度です。

認定の手続き

認定を受けようとする方は、将来を見通して、自分の経営をどういう方向に改善発展させていくのか、どのような方法で実現させていくのかを見据えて概ね5年後の目標等を示した農業経営改善計画書を作成し、市町村の担当課に提出します。

認定の対象者

この制度は、プロの農業経営者として頑張っているという農業者を幅広く育成していくためのものです。したがって農業を職業として選択しているという意欲ある人であれば、性別、専業・兼業の別、経営規模の大・小、営農類型、組織形態などを問わず認定の対象となります。

認定基準

農業経営改善計画の認定は、（1）計画が市町村基本構想に照らし適切なものであること、（2）計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること、（3）計画の達成される見込みが確実であること、の3つの要件に当てはまる場合に認定されることになります。

【お問い合わせ先】 潮来市農政課（0299-63-1111）

「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書」の提出をお願いします。

農業委員会委員選挙人名簿登載申請書は、毎年1月1日を基準日として作成する農業委員の選挙人名簿作成の基礎資料となる大切な書類です。

この申請書は、12月中旬に農家班長さんを通して配布します。下記の要件を満たす方は申請書に正しく記入し、農家班長さんへ提出をお願いします。

農家班未加入の方には直接郵送しますので、下記期日までに農業委員会へ申請書の提出をお願いします。

なお、申請がない場合、選挙資格を有していても農業委員の選挙に投票出来なくなりますので、期日までに申請書の提出をお願いいたします。

資格要件

潮来市に住所を有し、平成27年3月31日現在、年齢が満20歳以上（平成7年4月1日以前に生まれた方）で、次の①～③のいずれかに該当する方。

- ① 10a以上の農地の耕作業務を営んでいる方（経営者）。
- ② 前記①に該当する方の同居の親族またはその配偶者で、年間おおむね60日以上耕作に従事する方。
- ③ 10a以上の農地の耕作業務を営む農業生産法人の組合員、社員または株主で、年間おおむね60日以上耕作に従事する方。

提出期限

平成27年1月9日（金）

提出先

潮来市農業委員会事務局 TEL 0299-63-1111

農業改良普及センターからのお知らせ

水稲の管理改善について（秋季・生育初期）

現在、水稲の生産環境は厳しい状況となつています。このような状況下では、管理作業の適正化による有効で精度の高い管理と経費の節減が必要です。

1 耕起による稲ワラの分解促進

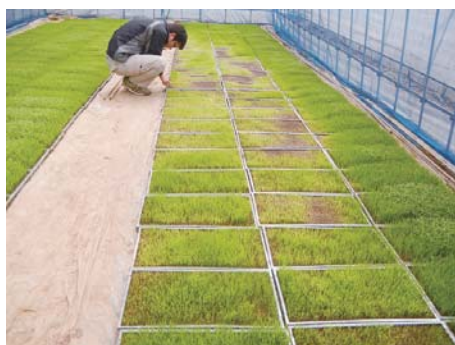
移植期までに、稲ワラが十分に分解しないと、田植え時にガスが発生し、障害が発生します。26年産では、堆積した稲ワラが原因の障害が多発しました。春までに十分耕起して、稲ワラの分解を促進しましょう。



移植後、稲ワラが分解したガスによる枯死

2 健苗づくり

倒伏に強く、丈夫な水稲生産のためには、健全な苗をつくることが重要です。育苗期の主要な事故は以下の通りです。



高温障害が発生した苗

1 浸漬温度不足

水温積算温度は、コシヒカリ120℃、あきたこまち100℃、120℃、他の品種100℃、120℃が目標ですが、10℃以下の冷たい水は、積算温度に加算されないため、浸漬した日数になりません。浸漬温度不足の初は発芽不良となります。干ばつ年の次の年は、種子の休眠が深い傾向があるので、浸種期間を長めにとる必要があります。特に春先の天候が不順な年は注意して下さい。

2 育苗ハウスの温度が上昇

水稲苗は、35℃以上の高温になると、正常な発芽が阻害されます。障害が著しい苗は、田植え後の正常な生育が確保できません。晴天の日は、油断せずに換気に注意し温度を下げましょう。

3 有効な除草

除草剤施用後、田面が露出すると、除草剤の効果が十分に発揮できません。田面が露出しないように丁寧な代掻きを実施し、除草剤施用後は、短くても7日は田面が露出しないように水管理を実施してください（静かに水を足す）。



ホタルイとホタルイの花

ノビエの発生は、カメムシ類のエサとなるため、カメムシ類の発生を助長します。ホタルイは花がアカスジカスミカメ（体長4.6〜6ミリ小型カメムシ）の産卵場所となるため、被害を助長させます。



アカスジカスミカメ

この記事に関するお問い合わせ
茨城県行方地域農業改良普及センター
TEL 02699-1721-02556

農地の無断転用

許可を受けずに農地を転用した場合、農地法に違反することとなります。

農地法第4条・第5条に違反し、無断転用をした者は、3年以下の懲役又は300万以下の罰金に処することとされています（農地法第64条）。

法人の場合は、1億円以下の罰金刑に処することとされています（農地法第67条）。

農地を農地以外にするときは、農業委員会へご相談ください。

全国農業新聞

農業情報が満載！

「全国農業新聞」で一歩進んだ
農業経営と豊かな家庭を！

発行日/毎週金曜日 購読料/月600円
(H27年4月より、月700円となります)

お申し込みは、農業委員会へどうぞ
(☎63-1111、内線271・272)

農業委員会活動報告（後期分）

8月6日 県農業会議定例総会・県農政活動推進本部代議員総会・会長、事務局長会議（水戸市）

18日 県農業会議常任会議員会議（水戸市）

20日 いばらき女性農業委員の会定例総会（水戸市）

25日 8月定例総会

9月16日 県農業会議常任会議員会議（水戸市）

18日 農地部会

23日 戦没者追悼式

26日 9月定例総会・農政部会

10月1日 茨城県市農業委員会会長会総会及び視察研修会（山形県）

2日 農業委員会行方地域協議会臨時総会

7日 いも掘り体験学習事前準備

8日 景観形成委員会（菜花）の播種

15日 いも掘り体験学習（潮来小学校）

16日 県農業会議常任会議員会議

農業委員会会長・事務局長会議（水戸市）

20日 農地部会・広報委員会

21日 農地利用状況調査（潮来・津知・延方地区）

27日 10月定例総会

農業委員並びに認定農業者との意見交換会

29日 農地利用状況調査（大生原・八代・香澄地区）

30日 常陸川水流調整対策協議会視察研修会（長野県）

31日

11月11日 牛堀地区農用地集積推進委員会

17日 県農業会議常任会議員会議（水戸市）

18日 農政部会・農地部会

18日 認定農業者連絡協議会・大規模稲作研究会合同視察研修会（埼玉県）

19日 11月定例総会・行方地域協議会全体研修会

25日 市長・議長への建議書の提出

27日 牛堀地区農用地集積推進委員会・担い手農家協議会

12月4日 全国農業委員会会長代表者集会（東京都）

8日 関東ブロック女性農業委員研修会（水戸市）

お米一つぶ万倍まつり（収穫祭）

12日 農地部会

16日 県農業会議常任会議員会議（水戸市）

19日 農業委員会会長・事務局長会議（水戸市）

22日 12月定例総会

26日 御用納め

事業予定（平成27年）

1月4日 新春賀詞交歓会

5日 御用始め

19日 選挙人名簿受付

26日 1月定例総会

選挙人名簿審査

農業者年金

農業者年金は、農業者がより豊かな老後生活を過ごすことが出来るよう、国民年金（基礎年金）に上乘せして受給できる、公的な年金制度です。

将来の備えとして、年金加入について考えてみてはいかがでしょうか？

◆加入資格

60歳未満の国民年金第一号被保険者であって、年間60日以上農業に従事している方。

◆メリット

・税制の優遇措置

納めた保険料は、全額社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります。将来受け取る農業者年金は、公的年金等控除の対象となります。

・積立方式

自分が納めた保険料とその運用益により、将来受け取る年金額が決まります。

・保険料は自由に決められます。

月額2万円から6万7千円の間で自由に選択でき、いつでも変更できます。

・終身年金で80歳までの保証付き

年金は生涯受け取ることが出来ます。80歳前に亡くなった場合は、80歳までに受け取れるはずだった老齢年金の現在価値相当額が、死亡一時金として遺族に支給されます。（死亡一時金は非課税）

・保険料の国庫補助

一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助（月額最高1万円）があります。

【お問い合わせ先】

潮来市農業委員会
TEL: 02969-631111

編集後記

明けましておめでとうございます。皆様方には希望に満ちた輝かしい新春を迎えられたことと思います。

昨年は度重なる自然災害に見舞われ、日本全国で大きな被害を受けました。被害を受けた皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

農業分野においても、今年も変化の多い一年になることが予想されますが、変わることをバネにして頑張りたいと思います。

地域の皆様のため、農業委員一同、努力を惜しまない覚悟ですので、どんどんご意見をいただければ幸いです。

今年の干支は羊です。群れをなす羊は家族の安泰を示し、いつまでも平和に暮らす事を意味するそうです。皆様にとって平和な一年となりますように祈念し、潮来農委だより新年号にあたり皆様の御支援御協力をお願いいたします。

広報委員 大久保 高明

◆広報委員会◆

委員長 吉川 吉之助
副委員長 橋本 きくい
委員 高田 秀子
委員 高橋 慶治
委員 箕輪 良夫
委員 小澤 新夫
委員 大崎 侯
委員 大久保 高明
委員 榊原 昭男
委員 久保 武彦